

# 洋上風力発電設備設置船の点検設備に関する事項

## 改正規則

鋼船規則 O 編

## 改正事項

洋上風力発電設備設置船の点検設備に関する事項

## 改正理由

洋上風力発電設備設置船の点検設備については、船型及び甲板昇降型ともに、油タンカー及びばら積貨物船以外の船舶に適用される鋼船規則 C 編 35.1 の点検設備の規定を適用している。

一方、2018 年に、船型に応じて適用する要件が明確となるよう鋼船規則 O 編 11 章を改正し、甲板昇降型の洋上風力発電設備設置船の船体艤装（点検設備含む）については、鋼船規則 P 編の該当規定による旨規定した。

その結果、当該船舶の点検設備については、油タンカー及びばら積貨物船の固定点検設備（PMA）と同等レベルが要求され、本会の運用実績と不整合が生じていたことから、これを解消すべく関連規定を改めた。

## 改正内容

甲板昇降型の洋上風力発電設備設置船の点検設備について、油タンカー及びばら積貨物船以外の船舶に適用される鋼船規則 C 編 35.1 の点検設備の規定が適用されるよう関連規定を改めた。

## 改正条項

鋼船規則 O 編 11.5.1